

徳島県と県内全市町村からのお知らせ

平成31年度から原則すべての事業主の皆さまに 従業員の個人住民税を特別徴収させていただきます。

徳島県と県内全市町村は、個人住民税の特別徴収の徹底のため、「徳島県統一基準」（裏面参照）に該当する場合を除き、事業主の皆さまに従業員の個人住民税の特別徴収を実施していただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

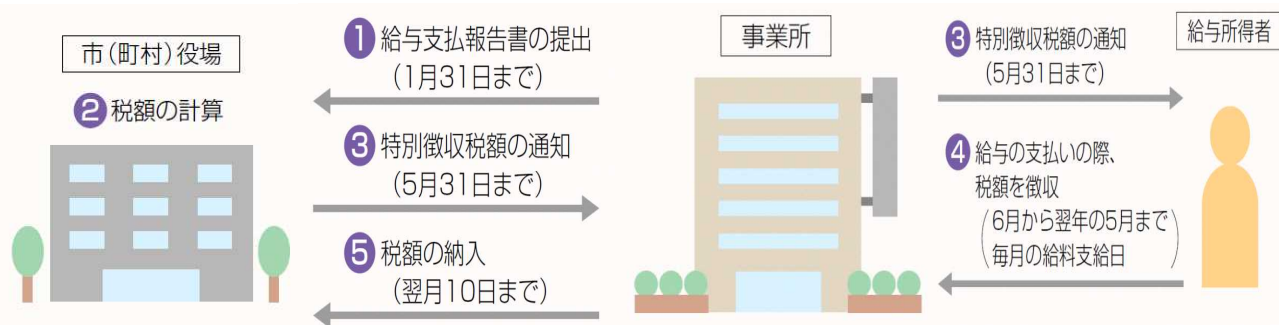
個人住民税の特別徴収とは

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）を徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、所得税と同様、個人住民税の特別徴収義務があります。

原則、すべての従業員の方が対象となりますので、これまで一部の従業員の方のみ特別徴収をしていた事業所についても、すべての従業員の方が対象となります。

特別徴収制度の仕組み



特別徴収に関するQ & A

- Q1 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収をしなければなりませんか？**
A 従業員（役員を含む。）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として個人住民税を特別徴収の方法によって徴収することになっています。
- Q2 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが？**
A 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことになっています。従業員個々の希望により普通徴収を選択することができる制度ではありません。
- Q3 特別徴収のメリットはなんですか？**
A 毎月の給与から天引きされるため、従業員の方が納期ごとに金融機関等へ行く手間が省ける上、納め忘れがなくなります。また、普通徴収では年4回（市町村により異なります。）の支払いですが、特別徴収は12か月に分割して毎月の給与から天引きされますので、1回あたりの負担が少なくてすみます。

当面、普通徴収を認める場合 (徳島県統一基準)

原則、すべての従業員の方が特別徴収の対象となりますが、次の基準(普Aから普E)のいずれかに該当する場合は、当面、給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書」を併せて市町村へ提出することにより、例外的に普通徴収(従業員が市町村から送付される納付書で納付する方法)が認められます。

- 普A 受給者総人員数が2人以下(他市町村分も含め、次の普Bから普Eに該当する者を除いた全受給者数が2人以下)
- 普B 他の事業所で特別徴収をされている方(例:乙欄該当者)
- 普C 給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方(前年の年間給与支払額が93万円以下)
- 普D 給与の支払が不定期な方(例:給与の支払が毎月でない)
- 普E 退職又は退職予定(5月末日まで)の方

※「徳島県統一基準」は、特別徴収が実施できていない事業主(給与支払者)に対して段階的に特別徴収への完全移行をお願いするために設けた基準であるため、従来から特別徴収を完全実施している事業主(給与支払者)に対して適用するものではありません。

普通徴収該当理由書

普通徴収とする従業員がいる場合は、平成31年度(平成30年分)の給与支払報告書の提出時から「普通徴収該当理由書」の提出が必要となります。(普通徴収該当理由書の様式は県又は各市町村のホームページからダウンロードできます。)

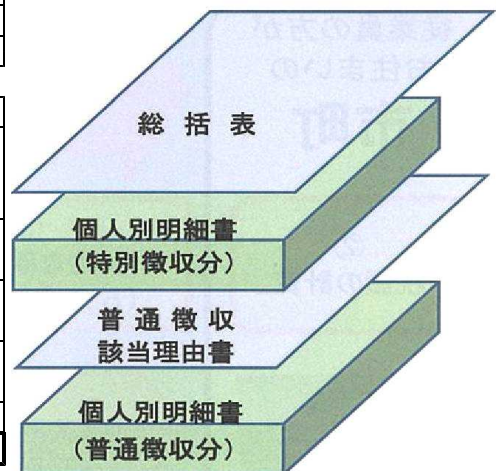
※普通徴収該当理由書の様式は、平成30年度(平成29年分)の給与支払報告書の提出時においてもご利用いただけます。

個人住民税普通徴収該当理由書 兼 仕切紙 見本

市町村名	指定番号
事業所名	
所在地	

略号	普通徴収該当理由(徳島県統一基準)	人数
普A	受給者総人員数が2人以下(他市町村分も含め、次の普Bから普Eに該当する者を除いた全受給者数が2人以下)	人
普B	他の事業所で特別徴収されている方(例:乙欄該当者)	人
普C	給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方(前年の年間給与支払額が93万円以下)	人
普D	給与の支払が不定期な方(例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	退職又は退職予定(5月末日まで)の方	人
合計		人

給与支払報告書提出時の綴り方



※普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄にも普通徴収に該当する理由の略号(普Aから普E)を記入してください。

※普Bから普Eの複数の該当理由がある従業員の方については、該当理由のいずれか一つに人数を記入してください。

(e L T A X等の電子媒体を御利用の場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックをしてください。また、摘要欄に該当する略号を入力してください。なお、この場合は、「普通徴収該当理由書」の添付は不要です。)

<このチラシのお問い合わせ先>

- | | | | |
|--------------|----------------|------------|----------------|
| ☐ 徳島市市民税課 | ☎ 088-621-5063 | ☐ 鳴門市税務課 | ☎ 088-684-1207 |
| ☐ 小松島市税務課 | ☎ 0885-32-3821 | ☐ 阿南市税務課 | ☎ 0884-22-1114 |
| ☐ 吉野川市税務課 | ☎ 0883-22-2215 | ☐ 阿波市税務課 | ☎ 0883-36-8713 |
| ☐ 美馬市税務課 | ☎ 0883-52-5602 | ☐ 三好市税務課 | ☎ 0883-72-7615 |
| ☐ 勝浦町税務課 | ☎ 0885-42-1503 | ☐ 上勝町税務課 | ☎ 0885-46-0111 |
| ☐ 佐那河内村住民税務課 | ☎ 088-679-2114 | ☐ 石井町税務課 | ☎ 088-674-1115 |
| ☐ 神山町税務保険課 | ☎ 088-676-1115 | ☐ 那賀町税務保険課 | ☎ 0884-62-1182 |
| ☐ 牟岐町税務会計課 | ☎ 0884-72-3410 | ☐ 美波町税務課 | ☎ 0884-77-3615 |
| ☐ 海陽町税務課 | ☎ 0884-73-4153 | ☐ 松茂町税務課 | ☎ 088-699-8715 |
| ☐ 北島町税務課 | ☎ 088-698-9803 | ☐ 藍住町税務課 | ☎ 088-637-3117 |
| ☐ 板野町税務課 | ☎ 088-672-5983 | ☐ 上板町税務課 | ☎ 088-694-6807 |
| ☐ つるぎ町税務国保課 | ☎ 0883-62-3111 | ☐ 東みよし町税務課 | ☎ 0883-82-6304 |
| ■ 徳島県市町村課 | ☎ 088-621-2728 | ■ 徳島県税務課 | ☎ 088-621-2076 |